

## 実務の潮流

# 日本商事仲裁協会（JCAA）の新しい 仲裁規則における若干の規定について

JCAA 仲裁・調停担当業務執行理事・早稲田大学教授 道垣内正人

## はじめに

JCAA は、2019年1月1日から、商事仲裁規則、インタラクティブ仲裁規則、UNCITRAL 仲裁規則、以上3つの新しい仲裁規則の運用を始めている。このような体制は、紛争解決に関するビジネス界のあらゆるニーズに対応した的確な仲裁サービスを提供することを目的としている。取り扱い件数を伸ばしている外国仲裁機関がある一方、JCAA はその後塵を拝してきた。そのような中、「骨太の方針2017」で謳われた「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組」方針を受け、国による様々な施策が実施されていることに呼応して、劣勢の挽回を期して JCAA が行っているいくつかの改革のうち、最大のものがこの3つの新仲裁規則の施行である（改革の全体像については、道垣内正人「日本商事仲裁協会（JCAA）の新しい動き」NBL1141号（2019）4頁参照）。

本稿は、新規規則の理解増進活動の一環としての一般的な紹介ではなく、本誌の読者である仲裁法の専門家向けに、いくつかの新しい規定についてその趣旨をやや詳しく述べ、今後の運用や改正の検討に生かすためのプロからの建設的なご批判を仰ぐことを目的とするものである。

以下、I. において、3つの新規規則の概要を述べた上で、II. において、いくつかの特徴的な規定を取り上げる。

## I. 3つの仲裁規則の概要

第1に、商事仲裁規則である。これは、従来からある規則を錬磨進化させたものである。従来解釈に委ねられてきた諸点について明確なルールを定め、円滑な紛争解決の提供を可能としている。

目新しい規定は、(1)仲裁人候補者名簿、(2)第三仲裁人選任の際の当事者からの意見聴取、(3)仲裁人補助者の利用、(4)少数意見、以上の事項に関するものである。これらの規定により、上記の通り、解釈に委ねられてきた点を明確化し、円滑な仲裁手続の実施が可能となるように設計されている。

第2に、インタラクティブ仲裁規則である。これは、商事仲裁規則と共通する規定を備えた上で、手続過程において当事者と仲裁人との間で「対話」を行い、かつ、仲裁人報酬金を定額制とすることにより、当事者の予見可能性を最大限確保しつつ、迅速な紛争解決を提供する。世界の大勢となっている英米法型の行き過ぎたとも思われる当事者主義による手続に対して、仲裁人によるグリップを効かせた手続を実現させるものである。

この規則独自の規定として注目すべきものは、(5)仲裁廷による当事者の主張整理・争点提示、(6)仲裁廷による暫定的な考え方の提示、以上の事項に関する規定である。これらにより、当事者にとって、仲裁による紛争解決の進み方が透明化されるとともに、コストも計算可能となる。このような差別化により、国内商事紛争に関する訴訟による紛争解決と比べて、また、国際商事紛争に関する諸外国の

仲裁機関における紛争解決と比べて、競争力を持つことを狙っている。

第3は、UNCITRAL 仲裁管理規則により補完された UNCITRAL 仲裁規則である。これは、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)がアド・ホック仲裁のために策定した仲裁規則を機関仲裁に転用して基本ルールとして用いつつ、JCAA の仲裁管理サービス等を組み込むための管理規則を一体として適用する。英語のみを正文とするとともに、仲裁人報償金を米ドル表示とし、当事者が負担可能であれば高額な報償金が必要となる世界的に定評のある仲裁人を選任して、その仲裁人が UNCITRAL 仲裁規則という世界標準の柔軟なルールに基づいて、最高品質の紛争解決の提供をすることを狙ったものである。

なお、3つの規則には、仲裁人報償金、仲裁人経費等に関しても特色ある規定があるが、紙幅の関係からここでは触れない。また、以下の引用においては、商事仲裁規則とインタラクティブ仲裁規則はそれぞれCとIと略し、たとえば、前者の3条2項はC:3.2と略す。

以下では、3つの規則のうち、前二者における上記の(1)から(6)の規定を取り上げて((1)から(4)はC&I共通)、その趣旨を論じていくこととする。

## II. いくつかの特徴的規定について

### 1. 仲裁人候補者名簿

当事者が仲裁人を選任する際の参考資料として、当事者の要請があるときは、JCAA は仲裁人候補者名簿を提供する。当事者は、当該名簿に掲載されていない者であっても仲裁人を選任することができる。(C&I:9)

機関仲裁がアド・ホック仲裁に優位する点はいくつかあるが、仲裁人の選任作業への関与は仲裁機関の重要な役割である。当事者に代わって選任することのほか、当事者による仲裁人の選任において参考となる仲裁人候補者名簿を作成し、当事者に提供することは仲

裁機関の重要な任務である。

上記の規定は、当事者の要請に応じてその参考に供するため JCAA が仲裁人候補者名簿を提供することを定めるものである。仲裁人候補者名簿の扱いは仲裁機関によって様々である。たとえば、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)は、25以上の法域の100名以上の候補者をそのウェブサイトで公開している。これに対して、JCAA は、仲裁人候補者データベースを作成・維持しておき、事案ごとに原則としてそのデータベースから(必要に応じてデータベース外の調査もして)相応しいと考える複数の仲裁人候補者を掲載した名簿を作成して、これを当事者に提供する。

仲裁人候補者データベースは、一定の方々に予め、当事者又は JCAA から依頼した場合、3つの仲裁規則のいずれのもとでの仲裁人にご就任頂けるかを伺い、少なくとも1つの規則のもとでの仲裁人選任を受諾して頂ける際には、国籍、居住地、仲裁手続において使用可能な言語、他の仲裁機関での仲裁人及び仲裁代理人の経験、その他の情報を提供してもらうという方法で作成している。主な依頼先は、後述の JCAA 仲裁人経験者と、内外の仲裁に関する会議、著作等に鑑み、適任者であると考えられる方々である。JCAA は、事案に応じて迅速かつ的確に相応しい候補者を検索して特定することができる形でそのデータを保管しておき、恒常的にデータベースの充実・アップデートに努める必要がある。なお、このデータベースは、当事者選任仲裁人が第三仲裁人を選任する場合においても(C&I:28.4、29.4)、上記の規定の適用範囲外であるものの、当事者選任仲裁人から要請があれば、JCAA はこれに応じることになる。また、JCAA が仲裁人を選任する場合にも(C&I:27.3、28.3、28.6、29.6、29.8、C:76.1、I:77.1、C:87.3、I:88.3)、このデータベースを活用し、JCAA だけの判断で適任者を選任することもあろうが、場合によっては、複数の候補者を両当事者に示し、それぞれ点数を付けてもらって、その合計点を考慮して JCAA が選定するという方法をとるこ



ともあり得る。

ちなみに、このデータベースは非公開である。JCAAは客観性のある情報として、1998年以降の仲裁人経験者のうち、公開することを受諾された方々のリストを2018年8月からJCAAのウェブサイトで公開している。現在、日本人85名、外国人34名が掲載されている。この名簿には、氏名、生年、国籍、手続言語及びその他の情報へのアクセスのためのURL等に加え、JCAA仲裁の担当事件数を棒グラフにしたものを示し（個々の事件の申立年も記載）、さらに、当事者選任仲裁人、単独仲裁人、第三仲裁人の経験1回をそれぞれ1点、2点、3点として計算して、その和を「経験値」として記している。

## 2. 第三仲裁人選任の際の当事者からの意見聴取

当該2人の仲裁人は、すべての当事者の書面による合意がある場合に限り、第三仲裁人の選任について、自らを選任した当事者から個別に意見を聴くことができる。一方の当事者が仲裁人を選任しない場合には、当事者に選任された仲裁人は第三仲裁人の選任について当該当事者の意見を個別に聴くことはできない。(C&I:28.5)

この規定は、2人の当事者選任仲裁人（JCAAが当事者に代わって選任した場合を含む。）が第三仲裁人の選任について当事者の意見を聴くことを原則として禁止するものである。当事者は第三仲裁人の選任に重大な関心を有しているのが普通であり、そのことを忖度して、当事者選任仲裁人が他方の当事者選任仲裁人との間の合意で選任する第三仲裁人の選任に当たって、自らを選任した当事者の意見を聴こうとすることがある。しかし、公正かつ独立の立場にある者として仲裁人に就任した以上、一方の当事者とのみ連絡をとることは適切ではない。

もっとも、当事者自治を原則とする仲裁であることから、一切の連絡を禁止することも適切ではないであろう。そこで上記の規定は、すべての当事者の書面による合意がある

場合に限り、第三仲裁人の選任につき当事者選任仲裁人がそれぞれの当事者からの意見を聴くことができるとしている。第三仲裁人の選任について当事者選任仲裁人に当事者の意見を伝えたい場合には、当事者間でそのことを認める書面による合意をする必要がある。そうでない限り、当事者選任仲裁人は個別に当事者と連絡をとってはならず、当事者もその仲裁人に個別に連絡をとってはならない。

以上の扱いに関しては異論もあり得るところであろう。しかし、JCAAの規則においては、当事者の意見聴取の禁止をデフォルト・ルールとする旨の明文の規定を置くことで、この点をめぐって当事者及び仲裁人が異なる理解に基づき異なる行動をとることから生ずる混乱を防止している。

なお、事件によっては、当事者の一方が仲裁人の選任をしない場合がある。そのような場合には、当事者のこの点に関する合意は通常存在しないであろうが、万一そのような合意があっても、この規定は、当事者選任仲裁人がその選任をした当事者からの意見聴取はできない旨定めている。これを認めるのは余りに一方的であり、適正な手続とは言えないと考えられるからである。このような場合には、当事者選任仲裁人と、選任しなかった当事者に代わってJCAAが選任した仲裁人と間での協議により、第三仲裁人を決定することになる。

## 3. 仲裁人補助者の利用

- 1 仲裁人は、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業を第三者に委ねてはならない。
- 2 単独仲裁人又は仲裁廷の長は、前項の定め反しない限り、仲裁人の任務遂行に係る補助をさせる第三者（以下「仲裁人補助者」という。）を用いることができる。ただし、この場合には、仲裁人補助者に関する情報を示した上で、その用いようとする作業内容について説明し、仲裁人補助者に報酬を支払う場合にはその計算方法を明らかにした上で、書面によりすべての当事者



の了解を得なければならない。

- 3 仲裁人補助者については、第24条及び第42条第2項の規定を準用する。(以上、C&I:33.1-3)
- 4 仲裁人補助者の報酬及び経費は第101条に定める単独仲裁人又は仲裁廷の長の経費とする。ただし、仲裁人補助者の報酬の額は、当該仲裁人について第94条の上限額を算定する際には、当該仲裁人の報償金と読み替えるものとする。(C:33.4) (I:33.4は「仲裁人補助者の報酬及び経費は、これを用いる単独仲裁人又は仲裁廷の長の負担とする。」と定めている。)

弁護士が仲裁人を務める場合に散見されることであるが、当該仲裁人と同じ法律事務所に属するアソシエイト等を補助者として使用し、仲裁手続に係る仲裁人の仕事の一部をさせる例がある。中には仲裁判断のファースト・ドラフトの起案をさせているのではないかと思われる事例もある。しかし、部分的とはいえ、このような実質的な作業を仲裁人でない者がすることは、当事者が仲裁人に期待するところに反するおそれがあり、また、秘密漏洩のリスクも高まる。確かに、仲裁人の時間単価と比較して、低額の時間単価である者が仲裁人の仕事の一部を分担することは、その費用を当事者が支払うとしても、トータルでは安く済むこともあり、また、様々な仕事を同時並行的に遂行しているベテランの法律家が仲裁に係る作業のすべてをひとりでこなすとするれば、仲裁判断までかなりの時間を要するところ、補助者を使うことで期間が短縮されるというメリットもあろう。そこで、上記の規定は、仲裁人補助者について、弊害を防ぎつつ、メリットは活かしていくため、明確なルールを定めるものである。

上記の規定の第1項は当然のことを定めている。

他方、仲裁廷の決定に実質的な影響を与えない作業についてであれば、単独仲裁人又は仲裁廷の長は、仲裁人の任務遂行に係る補助を第三者にさせても差し支えない。このような作業の中には、文書のファイリングや関係する法令や裁判例のコピーの作成といった純

粋に事実的な補助作業と、両当事者の主張を項目ごとに整理して対比する表を作成するか、証人尋問における尋問、証言等をまとめたメモを作成するか、法令や裁判例を調査して事案に適用されるべきものを特定するといった法律的な補助作業とがある。前者についてはまったく問題はなく、当然にその使用が認められる(「仲裁人の任務遂行に係る補助」ではなく、この規定の適用外)。ただし、そのような事実的な補助作業に係る費用を当事者に請求することはできない。これに対して、上記の第2項は、後者の法律的な補助作業を「仲裁人補助者」と定義し、規律の対象としている。なお、証人尋問において、タイム・キーパー役を務めることは、単なる事実的な補助作業にも見えるが、尋問の内容が分かっているなければできないことであり、法律的な補助作業として仲裁人補助者に委ねることがあり得る作業というべきであろう。

第2項本文は、仲裁人補助者を用いることができるのは、単独仲裁人又は仲裁廷の長のみとしている。3名の仲裁人で構成される仲裁廷においては、仲裁廷の長は、審問及び仲裁廷の合議の主宰、仲裁判断、手続上の決定その他仲裁廷が作成する文書のファースト・ドラフトの作成といった職務を行うので(C&I:31.3)、仲裁人補助者を用いることが必要なこともあり、また、用いることが合理的なこともある(単独仲裁人も同じ)。これに対して、仲裁廷の長でない仲裁人は、その長が主宰する合議において意見を述べ、また、長が作成した仲裁判断その他仲裁廷が作成する文書のファースト・ドラフトに対して加筆・修正するだけであって、その作業の性質上、第三者に委ねることになじまないと考えられる。そのため、3名で構成される仲裁廷における長でない仲裁人は仲裁人補助者を用いることは認められていない。

第2項但書は、当事者が信頼して紛争解決を委ねているのは仲裁人であると考えられることから、その想定と異なることが行われるのであれば、当事者に十分に説明して同意を得ることを定めるものである。すなわち、仲



裁人補助者を用いる場合には、その者に関する情報を示した上で、その用いようとする作業内容について説明し、その者に報酬を支払う場合にはその計算方法等を明らかにした上で、書面によりすべての当事者の了解を得なければならない。このようにすることで、仲裁人補助者を仲裁手続の中に位置づけ、本人の自覚を促すと同時に、当事者としては、迅速かつ的確な紛争解決の達成という目的に照らして、説明を受けた内容が合理的であるか否かを判断することになる。そして、場合によっては、より経験のある者を用いる可能性の有無、作業内容の一層の明確化、報酬額の引き下げその他の点について、説明をした仲裁人に申し入れを行うこともあり得る。そして、いずれかの当事者が書面による同意を拒む場合には、その仲裁人補助者を用いることはできなくなる。

用いることが認められた仲裁人補助者について、第3項が準用するとしている条項は、仲裁人の公正・独立性に関する規定及び守秘義務に関する規定である。仲裁人補助者がこれらの義務を負うべきことは当然である。

商事仲裁規則においては、第4項本文は、仲裁人補助者の報酬及び経費は単独仲裁人又は仲裁廷の長の経費（C:101）とする旨定めている。仲裁人補助者を有効に活用することにより、仲裁人補助者に委ねた作業を仲裁人自らがするよりも当事者にとってトータルのコストが減少するはずであるので、仲裁人補助者の報酬及び経費をそれらの仲裁人の経費として扱うことは、当事者にとっても甘受できるはずだからである。これを受けて、仲裁人の経費に関する規定において、「仲裁人補助者の報酬及び経費」について仲裁人がこれを負担した場合には仲裁手続の遂行に必要なかつ合理的な範囲で償還を受けることができることとされている（C:101.1(3)）。もっとも、商事仲裁規則には、仲裁人報酬金に上限を設定している（C:94）、第4項但書は、仲裁人補助者の報酬の額は、これを用いた仲裁人についての上限額を算定する際には、当該仲裁人の報酬金と読み替えることになる旨定めて

いる。これは、上記の和が上限額に達した段階で、それ以上には当事者が仲裁人報酬金として負担する額は増加しないようにし、上限額制度の趣旨を確保しようとするものである。仲裁人補助者の報酬をすべて経費として計算すると、その金額と仲裁人自身の報酬金との和が上限額を上回ることがあり、そのような場合には、すべての作業を仲裁人本人がした方が当事者の負担額は少なかったはずだということになってしまうからである。

他方、インタラクティブ仲裁規則第33条第4項が、単に「仲裁人補助者の報酬及び経費は、これを用いる単独仲裁人又は仲裁廷の長の負担とする。」と定めているのは、この規則のもとでの仲裁人報酬金は当事者の予測可能性を重視して定額制とされており（I:94-95）、この予測可能性は仲裁人補助者を用いる場合にも担保されるべきであって、仲裁人が仲裁人補助者を用いることについて当事者が同意したからといって、コストの増加を当事者が負担することは制度趣旨に反することになるからである。自己負担となることを前提として、仲裁人補助者を用いるか否かの判断が仲裁人に求められる。経済合理性の観点だけから見ても、時間はかかるものの比較的簡単な法律的作業は仲裁人補助者に委ね、その結果仲裁人として仲裁にかかる時間を節約し、ほかの仕事をするのがトータルとして仲裁人にとってプラスであることも十分にあり得るので、この規定によって仲裁人が仲裁人補助者を用いることが阻害されるわけではないと考えられる。

#### 4. 少数意見

3人の仲裁人で構成される仲裁廷の場合、仲裁判断には第32条第1項及び第2項に基づく仲裁廷としての決定のみを記載し、仲裁人は、その少数意見をいかなる形であれ仲裁廷の外に漏らしてはならない。（C:63、I:64）

3名の仲裁人により構成される仲裁廷における意思決定は最終的には多数決によるところ、仲裁判断について少数意見となった仲裁人が自らの意見の記載を求めることがある。



これについては学術的に議論されているところであり、賛否両論がある。そのような中、上記の規則は、本条は少数意見の記載その他いかなる形であれ少数意見を仲裁廷の外に漏らすことを禁止している。

その理由は、第1に、少数意見を記載することは当該仲裁人にとってはプロフェッショナルとしての仕事として重要なことかも知れないが、仲裁廷の合議の内容は本来非公開であるので自己満足でしかなく、当事者にとってメリットはほとんどないこと、第2に、少数意見となった仲裁人が当事者選任仲裁人である場合には、自分を選任した当事者に対して自分は当該当事者の主張を支持していたことを少数意見という形で知らせるといった目的もあり得るところ、これは仲裁人の倫理違反行為であると考えられること（当該当事者との将来にわたる関係維持をするといった悪しき動機もあり得る。）、第3に、その少数意見の内容次第では、仲裁判断取消しの訴えの端緒となり得ること（たとえば、自分の主張を十分に聴かなかつたことを指摘するとすれば、それがたとえ客観的には真実ではなかったとしても、仲裁廷の合議が適正に行われたか否かについて疑義を生じさせることになり得る。）、以上である。

なお、3人の仲裁人のうち1人が署名しないことがあり得る（C:66.6、I:67.6）。通常は当該仲裁人が病気により署名をすることが困難な状況にあるといった場合であり、多数意見に反対であることを理由とする署名の拒否は少数意見記載禁止ルールの趣旨に反するものであって、本来は認められないところである。もっとも、署名を拒否している仲裁人に署名を強要することはできず、また、その署名がなくても仲裁判断としては過半数の署名で有効に成立するので、そのような理由による署名拒否は排除できない。

## 5. 仲裁廷による当事者の主張整理・争点提示（インタラクティブ仲裁での第1の「対話」）

- 1 仲裁廷は、手続のできるだけ早い段階で、当事者の請求に関する事実上及び法律上の根拠についての主張を整理し、それを前提として導き出される暫定的な事実上及び法律上の争点とともに、書面により当事者に提示して、期限を定めて、当事者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 2 当事者は、仲裁廷が定めた期限までに、前項により仲裁廷が提示した当事者の主張の整理及び争点について、同意する部分としない部分とを明らかにして、書面により、意見を述べるものとする。
- 3 仲裁廷は、前項により当事者が述べた意見を考慮して、当事者の主張の整理及び争点を修正することができる。
- 4 仲裁廷は、前項の規定により加筆修正された当事者の主張の整理を、そのまま、仲裁判断における当事者の主張の部分の記載とすることができる。
- 5 前項の規定に関わらず、その後の手続の進行に伴い、当事者の主張の整理について加筆修正が必要であると思料する当事者は、その旨仲裁廷に書面により申し出ることができる。仲裁廷は、時機に後れていることを理由にその申し出を退けない限り、その加筆修正後の当事者の主張の整理を仲裁判断における当事者の主張の部分として採用することができる。（I:48）

インタラクティブ仲裁規則の特徴は、仲裁廷と当事者との「対話」を通じて、当事者にとって予測可能性の高い仲裁手続を実現しようとすることにあり、この規定は、その「対話」の第1回目と位置づけられるものである。これは、商事仲裁規則の争点整理及び付託事項書の作成に関する規定（C:46）に代えて置かれている。

この規定の目的は、より具体的には、①仲裁廷が当事者の主張を早い段階で整理することを通じて、仲裁廷として事案の処理についての大まかな見通しを立てることにより、適切な手続指揮を促進すること、②当事者にとって、仲裁廷が自己の事実に関する主張及



び法律上の主張について正確に把握していることを確認することができ、安心感をもって手続を進めることができること、③仮に仲裁人の当事者の主張の把握に誤りや不十分な点があれば、手続の早い段階でそれを指摘して仲裁廷の注意を喚起することができること、④当事者とのやりとりにより一応確定した主張及び争点のまとめを、その後の加筆・修正はあり得るとしても、仲裁判断の一部に採用することにより、仲裁判断の作成に早めに取りかかることになり、審理終結後、仲裁判断を下すまでの期間を短縮することができること、以上である。

上記の規定の第1項は、仲裁廷は、(a)手続のできるだけ早い段階で、(b)当事者の請求に関する事実上及び法律上の根拠についての主張を整理すること、(c)(b)を前提として導き出される暫定的な事実上及び法律上の争点をまとめること、(d)(b)及び(c)を書面に記載して当事者に提示すること、(e)期限を定めて、当事者に意見を述べる機会を与えること、以上を仲裁廷の義務として定めている。

インタラクティブ仲裁は、仲裁廷の努力目標として、その成立の日から7.5か月で仲裁判断に至ることを定めている（I:43.1）（C:43.1では9か月）。そのことを前提に、(a)の「できるだけ早い段階」を特定することになる。一概には言えないが、申立書、答弁書が出揃った段階、又は、それに続いて、申立人の補充主張、被申立人の再反論書が出揃った段階あたりではないかと思われる。もとより、事案の複雑さ、当事者の行為・対応の仕方等により、仲裁廷がこの規定に従った書面の提示をするのに適したタイミングは変化するであろう。場合によっては、当事者間のやりとりがまだ半煮えで、仲裁廷による暫定的争点の記載に対する当事者の反応が仲裁廷の想定を超え、かえって手続の進行に支障が生ずることもあり得る。このことに注意しつつも（仲裁廷からのこの文書を当事者に提示する前にはその予告をすべきであろう）、できるだけ早いタイミングでこの第1回目の「対話」が行われることが肝要である。

(b)のうち、まず当事者の請求に関する事実上の根拠についての主張を整理については、一般には、各当事者の主張において一致している事実と争いがある事実とを峻別して、時系列に沿って記載することになろう。他方、法律上の主張については、論理的に争点を順序付けして、それぞれの争点について、当事者間に対立があるものについては、それぞれの主張の違いが浮き上がるようにまとめることになろう。

(c)の作業は、(b)の作業から導き出される暫定的な事実上及び法律上の争点をまとめることである。この争点のまとめは、その後の手続において、当事者にとってターゲットとなるものであるため、そのことを念頭に置いてまとめる必要がある。(b)の作業により上記のように争いがある事実上及び法律上の主張が浮かび上がるようにまとめることができれば、争点を拾い出して記載することは容易であろう。これはまさに仲裁人の力量が発揮されるべき局面である。この作業を手続のできるだけ早い段階でしておくことにより、仮に仲裁廷と当事者との認識のずれがあることが判明すれば、それを是正する機会となるのであって、手続の円滑な進行にプラスとなるようにこれを活用する必要がある。

(d)の当事者への(b)及び(c)を記載した書面は、第4項に定めるように、加筆修正の上で当事者の主張のまとめと争点の記載として、そのまま仲裁判断の一部として使うことができるように作成すべきであり、そうすることが仲裁手続の迅速化に繋がる。

(e)の通り、この書面の提示では、期限を定めて、当事者に意見を述べる機会を与えることになる。第2項によれば、当事者は、仲裁廷が定めた期限までに、仲裁廷が提示した当事者の主張の整理及び争点について、同意する部分としない部分とを明らかにして、書面により、意見を述べることになる。当事者は、まず、自らが主張書面で述べていることが、仲裁廷に正しく理解されているか否かを慎重に評価することになる。そして、仲裁廷のまとめに同意する部分と同意できない部分とに



分け、後者については、仲裁廷の自己の主張のまとめについての誤りや不十分な点を正すべく、分かりやすく書面に記載して仲裁廷に提出すべきである。次に、仲裁廷が記載している暫定的な争点についても、同様に、同意できる点と同意できない点を峻別し、後者については、分かりやすく自己の主張をとりまとめ、書面にして仲裁廷に提出すべきである。

第3項は、仲裁廷は、当事者が述べた意見を考慮して、当事者の主張の整理及び争点を修正することができる旨定めている。仲裁廷としては、当事者から提出された意見のうち、取り入れるべき点があれば、それを取り入れて(d)の書面を修正すべきである。他方、直ちに対応するのが困難な点は、この段階であえて時間をかけて当事者の納得が得られるまで修正を繰り返す必要はないであろう。そのような点は、その後の手続の過程で解きほぐし、次の「対話」、すなわち、もう少し手続が進んだ段階である仲裁廷の暫定的な考え方の提示において処理すべきである。本来、この段階での作業は、当事者の予測可能性を高めつつ、手続を円滑かつ迅速に進めることにあるので、その目的を見失うような手間をかけることはその趣旨に反するからである。

第4項は、仲裁廷は、前項の規定により加筆修正された当事者の主張の整理を、そのまま、仲裁判断における当事者の主張の部分の記載とすることができる旨定めている。これは規則で定めるような内容ではなく、仲裁判断の一部になることを想定してその前の作業をすることを助言するような内容であるが、この規定の趣旨及び目的を明らかにすることにより、具体的な作業の指針となることを期待してあえて定めている。当事者の主張するところのまとめであるから、当事者が加筆訂正したものを原則として採用すれば足りる。もっとも、当事者としては、仲裁人に主張を正確に把握してもらうことが目的であるはずであるので、徒に長文になってしまうのは悪影響があり得ることを理解すべきである。

第5項は、その後の手続の進行に伴い、当事者の主張の整理について加筆修正が必要で

あると思料する当事者は、その旨仲裁廷に書面により申し出ることができる旨定めている。これは、この段階で当事者が承諾したからといって、エストoppelの原則は適用されないことを明記することにより、手続を前に進めることを促すものである。後の段階に至っても、仲裁廷は、時機に後れていることを理由にその申し出を退けない限り(C&I:41)、その加筆修正後の当事者の主張の整理を仲裁判断における当事者の主張の部分として採用することができる。

#### 6. 仲裁廷による暫定的な考え方の提示（インタラクティブ仲裁での第2の「対話」）

- 1 仲裁廷は、当事者が主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようにするため、証人尋問の要否を決定する前までに、次に定める事項を可能な限り整理し、当事者に対し書面により提示しなければならない。
  - (1) 仲裁廷が重要と思料する事実上の争点及びそれについての暫定的な考え方
  - (2) 仲裁廷が重要と思料する法律上の争点及びそれについての暫定的な考え方
  - (3) その他重要であると思料する事項
- 2 仲裁廷は、前項に定める各項目について、期限を定めて、当事者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 当事者は、前項により定められた期限までに、書面により、第1項に定める各項目について意見を述べるができる。この意見においては、証人尋問を求めるか否かについての意見も述べるができる。
- 4 仲裁廷は、第3項に従い提出された当事者の意見を勘案し、証人尋問を行うか否かを決定しなければならない。
- 5 第1項の規定により提示された見解は、その後の仲裁廷の判断を何ら拘束するものではない。
- 6 当事者は、仲裁人が第1項の規定により見解を提示したことを理由として当該仲裁人の忌避を申し立てることはできない。  
(I:56)

この規定は、インタラクティブ仲裁規則を特徴付ける「対話」の第2回目と位置づけられるものである。日本の裁判所では、心証開



示につき積極的な裁判官とそうでない裁判官とがいるところ、前者の裁判官であっても、口頭での心証開示が一般的であろう。しかし、この規定が求めているのは書面による心証開示である。仲裁人、当事者及び代理人の母国語がそれぞれ異なる可能性もあり、口頭での伝達では誤解や曲解をゼロにすることはできないからである。もちろん、書面への記載であっても、100% 明確に表現することはできないおそれがあるが、それでも一般に書面の方が情報を正確に伝達することができる。

当事者に仲裁廷の紛争の捉え方がどうであるのかを伝えることは当事者にとってインタラクティブ仲裁の大きなメリットである。この規定の目的は、「当事者が主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようにするため」である。仲裁判断の見込みについて代理人の予測を聴くことも当事者にとっては有意義であるが、この規定に基づいて仲裁廷が作成し、提示した書面を受領し、それを当事者の経営判断に関する議論の場に置くことは有益であろう。そのことを踏まえて、しかるべき書面を作成し、それを当事者に提示すべきである。

このような書面を提示するタイミングは、「証人尋問の要否を決定する前まで」であって、仲裁廷の裁量的判断により、その提示が上記の目的にとってプラスになると判断される時である。このタイミングの判断は事案によって異なるであろう。いずれにしても、仲裁人、当事者、代理人、証人の一部が外国にいる国際仲裁においては、証人尋問のための審問期日を入れることはかなりの時間と労力を要する。そこで、証人尋問の要否を決定する前にこの心証開示がされることが肝要である。そして、そのような証人尋問をする場合にも、仲裁廷がどのように事案を捉えているかを把握することができれば、無用な証人や事項の尋問をするという無駄を避けることができる。

書面の記載事項は、(1)仲裁廷が重要と思料する事実上の争点及びそれについての暫定的

な考え方、(2)仲裁廷が重要と思料する法律上の争点及びそれについての暫定的な考え方、そして、(3)その他重要であると思料する事項、以上である。これらを可能な限り分かりやすく整理して記載することになる。(1)と(2)でいう「争点」が明確になっていなければ、この書面の提示には時期尚早である。その明確化に努めた上で、この規定に従った書面の提示をすべきである。他方、(1)と(2)でいう「暫定的な考え方」は、記載するにはなお熟していないのであれば、その旨記載すれば十分である。そのような事項が特定できれば、当事者はその後の活動の焦点が明確になるので、それで十分に効果があるからである。もとより、いずれかの当事者の主張に分があるように思われるといった記載がされた争点については、不利な心証を開示された当事者は、そのような心証を覆すべく主張立証活動に注力することになる。

第2項から第4項に定めている通り、仲裁廷は、心証開示に係る書面を当事者に提示し、期限を定めて意見を述べる機会を与え、当事者は、その期限までに、各項目について意見を述べることになる。また、当事者は、証人尋問を求めるか否かについての意見も述べることができる。そして、仲裁廷は提出された当事者の意見を勘案し、証人尋問を行うか否かを決定しなければならない。

仲裁廷が提示した書面に記載した事項に対しては、当事者はその意見を述べることになるが、仲裁廷はこれに答える必要はなく、聞き置いて手続を進めればよい。もし、その時点までの当事者の主張と比べて特に新しいものがなく、また、証人尋問も不要であると判断すれば、そのまま審理終結決定をして、仲裁判断の作成に取りかかることもあり得よう。他方、仲裁廷がさらに審理を続ける必要があると判断する場合には、できるだけ焦点を絞って審理をしていくべきである。

なお、第5項及び第6項に記載していること、すなわち、仲裁廷が開示した心証はその後の仲裁廷の判断を何ら拘束するものではないこと、また、当事者は仲裁人が心証を開示



したことを理由として当該仲裁人の忌避を申し立てることはできないことは、当然のことであり、念のための規定である。

## おわりに

JCAA としては、3つの仲裁規則を用意し、様々なタイプのビジネス紛争の解決に適合した仲裁サービスを提供していくことになる。もとより、その成果は、実務上、契約当事者による契約書中の紛争解決条項のドラフティングにおいて、訴訟ではなく仲裁を選択し、さらに国際契約であれば、外国の機関による仲裁ではなく、JCAA による仲裁を選択することになるか否か（いずれの規則による仲裁なのかの特定がされていなければ、商事仲裁規則によることになる（C:3.2））、その動向を待つほかない。今後、JCAA としては、JCAA 仲裁のメリットを内外にアピールし、これらの規則を指定して JCAA での仲裁により紛争を解決する旨の条項の採用を奨励促進していく所存である。